◆◆ リポソーバーシステムとセレソーブシステムの保険適用 ◆◆

■診療報酬の算定方法

1039 血漿交換療法(1日につき) 4,200点

- 注1 血漿交換療法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。
- 注2 難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

■診療報酬算定方法の実施上の留意事項について

1039 血漿交換療法

●家族性高コレステロール血症

当該療法の対象となる家族性高コレステロール血症については、次のいずれかに該当する者のうち、黄色腫を伴い、 負荷心電図及び血管撮影により冠状動脈硬化が明らかな場合であり、維持療法としての当該療法の実施回数は<u>週1回を</u> 限度として算定する。

- ア 空腹時定常状態の血清LDLコレステロール値が370mg/dLを超えるホモ接合体の者
- イ 食事療法及び薬物療法を行っても血清LDLコレステロール値が170mg/dL以下に下がらないヘテロ接合体の者

●閉塞性動脈硬化症

当該療法の対象となる閉塞性動脈硬化症については、次のいずれにも該当する者に限り、当該療法の実施回数は、 一連につき3月間に限って10回を限度として算定する。

- ア フォンテイン分類Ⅱ度以上の症状を呈する者
- イ 薬物療法で血中総コレステロール値220mg/dL又はLDLコレステロール値140mg/dL以下に下がらない 高コレステロール血症の者
- ウ 膝窩動脈以下の閉塞又は広範な閉塞部位を有する等外科的治療が困難で、かつ従来の薬物療法では十分な効果を 得られない者

●巣状糸球体硬化症

当該療法の対象となる巣状糸球体硬化症は、従来の薬物療法では効果が得られず、ネフローゼ状態を持続し、 血清コレステロール値が250mg/dL以下に下がらない場合であり、当該療法の実施回数は、一連につき3月間に限って 12回を限度として算定する。

●難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法

「注2」に規定する難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症とは、重度尿蛋白(1日3g以上の尿蛋白を呈するもの又は尿蛋白/尿クレアチニン比が3g/gCr以上のものに限る。)を呈する糖尿病性腎症(血清クレアチニンが2mg/dL未満に限る。)であって、薬物療法を行っても血清LDLコレステロール値が120mg/dL未満に下がらない場合である。この場合、当該療法の実施回数は、一連につき12回を限度として算定する。

●全身性エリテマトーデス

当該療法の対象となる全身性エリテマトーデスについては、次のいずれにも該当する者に限り、当該療法の実施回数は、 月4回を限度として算定する。なお、測定した血清補体価、補体蛋白の値又は抗DNA抗体の値を診療録に記載する。

- ア 都道府県知事によって特定疾患医療受給者と認められた者
- イ 血清補体価(CH50)の値が20単位以下、補体蛋白(C3)の値が40mg/dL以下及び抗DNA抗体の値が著しく高く、 ステロイド療法が無効又は臨床的に不適当な者
- ウ 急速進行性糸球体腎炎(RPGN)又は中枢神経性ループス(CNSループス)と診断された者

なお、本療法を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に一連の当該療法の初回実施日及び初回からの通算実施回数(当該月に実施されたものも含む。)を記載すること。

製造販売元

株式会社力ネカ

〒530-8288 大阪市北区中之島2-3-18 TEL.06-6226-5256

販売元

株式会社 カネカメディックス

https://www.kaneka-med.jp/

東京事業所 〒107-6028 東京都港区赤坂1-12-32(アーク森ビル) TEL.050-3181-4100 大阪事業所 〒530-8288 大阪市北区中之島2-3-18(中之島フェスティバルタワー) TEL.050-3181-4060